

建技第 562 号
建工第 83 号
平成 26 年 3 月 11 日

交通基盤部各出先機関の長 様
各農林事務所長 様

技術管理課長
工事検査課長

交通基盤部総合評価落札方式（工事）における評価項目の申請内容に
不履行があった場合の取扱いについて（通知）

このことについて、「静岡県交通基盤部総合評価活用ガイドライン」に示した技術
提案等の不履行の場合の取扱いについて、別添のとおり見直したので通知します。

担 当 技術支援第 3 班
電話番号 054-268-5004
担 当 工事検査班
電話番号 054-221-2623

- 1 不履行の場合の取扱い
不当な技術提案及び虚偽申請を抑止するため、ペナルティを課す。
- 2 ペナルティの対象
受注者の責により下記事項が生じた場合
 - ①「技術提案等」の履行が確認できなかった
 - ②「配置予定技術者」と同等以上の者が実際に配置できなかった
 - ③「自社工場における製作」等が条件であるにも関わらず、条件を満たさなかった
 - ④「登録基幹技能者」と同等以上の者が実際に配置できなかった
 - ⑤上記4事項以外に評価項目の提案内容の履行が確認されなかった
- 3 ペナルティの設定方法
 - (1) 標準型、簡易型Ⅰ
 - ・「技術提案等」の不履行は、請負契約額の減額及び工事成績評定点の減点を行う。
 - ・「技術提案等」以外の対象項目の不履行は、工事成績評定点を減点する。
 - (2) 簡易型Ⅱ
 - ・「技術提案等」以外の対象項目の不履行は、工事成績評定点を減点する。
- 4 請負代金額減額の算出方法
請負代金額の減額対象は、2タイプ（標準型、簡易型Ⅰ）とし、「技術提案等」の評価項目が不履行の場合、達成度合いに応じて契約額を減額変更する。
(減額の算出方法)
$$\text{減額} = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）
α：当初の加算点
β：達成度合いに応じて再計算した加算点
- 5 工事成績評定点の減点方法
工事成績評定点の減点対象は、3タイプ（標準型、簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ）の全てとし、また技術資料により提案された内容を全て含む。ただし、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。
(減点方法)
不履行の項目ごとに、5点減点する。
- 6 虚偽の記載による罰則とのすみ分け
ペナルティは、工事工程の中で発注者が評価項目の内容を履行しなかったと確認した場合に課すものとし、「静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱」（平成25年3月29日建業第263号）に基づく虚偽の記載の罰則とは重複させない。
- 7 適用
平成26年6月1日以降に公告する入札案件から適用する。

新旧対照表

	現行(平成 25 年度まで)	新規 (平成 26 年度以降)	変更理由
対象	① 技術提案等 ② 登録基幹技能者	技術資料の詳細確認・審査時に履行が確認できない項目 ① 技術提案等 ② 配置予定技術者 ③ 自社工場における製作 ④ 登録基幹技能者	詳細確認・審査時に履行が確認できない項目を全てペナルティの対象とすることにより、提案された内容の履行を徹底する。
設定方法	標準型 減額のみ	標準型 減額+減点	・受注者の責による提案内容の不履行は、「土木工事成績評価要領」の「法令遵守等」の減点項目とし、全て減点する。
	簡易型 I 減点のみ	簡易型 I 減額+減点	
	簡易型 II 対象外	簡易型 II 減点	
減額方法	減額 ・達成度合いに応じて算出 ・評価されない項目は減額されない	減額(「技術提案等」のみ) <変更無し>	
減点方法	減点 ・達成度合いに応じて算出 ・最大減点は6点(状況に応じて変更できる) ・評価されない項目は減点されない	減点(対象項目全て) ・1項目につき5点減点 ・評価されない項目も減点する	・受注条件として提案された項目は全て履行する義務があるため、評価されない項目も対象とし、1項目ごと減点する。

(参考資料)

「技術提案等」の不履行に伴う契約額減額の考え方

1 標準型（技術提案）、簡易型 I（簡易な施工計画）

- 1) 技術資料審査時の評価点が変わる場合、**減額する**。
- 2) 技術資料審査時の評価点が変わらない場合、**減額しない**。

(事例) 前提条件

- ①簡易型 I
- ②評価点数の最大配点 41 点（換算後の加算点は 30 点）、
うち「簡易な施工計画」の配点 20 点
- ③受注者の当初の得点合計 20 点、
うち「簡易な施工計画」10 点（「品質管理」2 点、「安全管理」8 点）
- ④受注者の当初の加算点 = $20 \times 30 / 41 = 14.63$
- ⑤当初契約額 70,000,000 円
- ⑥「簡易な施工計画」（「品質管理」）における不履行項目の得点
(評価の基準を 2 項目以上の提案 2 点、1 項目の提案 1 点とした場合)

	有効な提案数 (得点)	不履行の項目数 (達成度合いに応じた得点)	減額
ケース 1	3 (2 点)	1 (減点無し)	<u>無し</u>
ケース 2	3 (2 点)	2 (1 点減点)	<u>有り</u>
ケース 3	2 (2 点)	2 (2 点減点)	<u>有り</u>

○ケース 1

不履行となった項目の記述がなかった場合も評価点は変わらないため、減額しない。

○ケース 2

達成度合いに応じて計算した加算点 = $(20 - 1) \times 30 / 41 = 13.90$

減額 = $\{1 - (100 + 13.90) / (100 + 14.63)\} \times 70,000,000 = 445,782$ 円

○ケース 3

達成度合いに応じて計算した加算点 = $(20 - 2) \times 30 / 41 = 13.17$

減額 = $\{1 - (100 + 13.17) / (100 + 14.63)\} \times 70,000,000 = 891,564$ 円

2 簡易型 II

「技術提案等」の評価項目が無いため、減額の対象としない。